

# 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等 に関する検討状況について

平成27年12月22日(火)  
文化庁長官官房著作権課

# 文化庁におけるこれまでの著作権制度の見直し

文化庁においては、これまでも新しい時代に対応した制度等の在り方について社会の様々なニーズを踏まえて検討し、著作権制度等の見直しに取り組んできた。

○近年の法改正において、特にデジタル化・ネットワーク化の進展を踏まえた著作物等の利用円滑化のための権利制限規定の整備等を順次実施。

平成21年：インターネット情報検索サービス、情報解析、送信の効率化等、障害者の情報アクセスの機会の確保 等

平成24年：インターネット等による情報提供サービス、技術開発や付随的利用等、利用目的や要件を一定程度包括的に定めた権利制限規定の導入 等

○平成26年度の文化審議会において、クラウドサービス等と著作権法との関係について検討し、報告書を取りまとめ（平成27年2月）。

→ 同報告書では、ライセンス契約によるサービスの更なる発展を図るため、権利の集中管理による契約の促進を提言。

# 文化庁における今年度の検討の経緯

デジタルネットワークの発達に伴い、著作物等を利用した新規ビジネス創出等に係るニーズを踏まえ、制度等の在り方を検討すべき旨の指摘がなされている。

## ○知的財産推進計画2015(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)

### 5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討)

・インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。(短期・中期)(内閣官房、文部科学省、関係府省)

## ○安倍総理の発言(平成27年6月19日知的財産戦略本部会合)

「…<略>デジタル・ネットワーク時代にふさわしい著作権法などの法制度の在り方などの検討にもしっかりと取り組んでまいります。」

## ○法制・基本問題小委員会における委員からの意見(平成27年6月23日第1回小委員会)

・デジタル・ネットワーク関連の技術や実際の仕組みがどうなっているか、どういうニーズがあるかというようなことは、かなり細かく専門的に見る必要もあるので、ワーキングチームのような場が必要。

・「権利制限の一般規定」というアメリカのフェアユース規定等がこれに当たると考えられるが、「柔軟性の高い権利制限規定」というと、「権利制限の一般規定」に限らず、柔軟性を持った個別規定であるとか、同じような趣旨の個別規定を複数まとめたグループごとに設けられる受皿規定のようなものであるとか、いろいろな形があり得る。そうした幅広い可能性を含めて権利制限規定の在り方を検討することは、我が国著作権法にとって重要な課題。

・この議論は、「一般規定とは何ぞや」という議論から始まって、定義も同床異夢であるという、いわゆる空中戦になりやすい性質の問題。今の議論も、原点たる対象自体の把握よりも、方法論の方から出発している感がある。法律関係というのは、やはり全てまずはファクツ(facts)ないし事実関係の把握があつて、その上で、そこに法を適用していくことになっている。まずは、ファクツなりニーズをきちんと把握していかない限りは、どちらの方向にも進みようがなく、意味ある議論は始まらない。



本年6月、法制・基本問題小委員会の下にワーキングチームを設置し、デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズの把握を行った上で集中的に検討する方針を決定

# 著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集

## 《概要》

デジタル・ネットワークの発達に伴う、著作物等の利用に関する社会のニーズ(現在のニーズ及び**将来想定されるニーズ**)を把握するため、広く国民から著作物等の利用円滑化のためのニーズを募集。

## 《募集内容》

- 著作物等を利用するにあたっての現在又は将来想定される課題の内容(ビジネス上の支障の有無を含む)
- 課題の解決方法とその理由(権利制限規定、ライセンス体制の充実、その他)等

※ビジネス戦略上の理由等によるニーズの非公表希望の有無についてもあわせて確認

## 《方法等》

著作物等の利用円滑化のためのニーズについて文化庁HP等で意見を募集  
(意見募集期間：7/7(火)～7/27(月))

## 《募集結果》

企業等や個人から合計112件のニーズが寄せられた。(団体60件、個人52件)

産業活動に関連した利用、創作・表現活動における利用、図書館における利用、教育・研究目的における利用、障害者の情報アクセスを確保するための利用、アーカイブのための利用、企業等内での利用など、様々な利用場面にわたるニーズが寄せられた。

## 《ニーズの提出があった団体》(受付順)

Wave Laboratory、国公立大学図書館協力委員会、駿河台学園、デジタル教科書教材協議会、東京都行政書士会、モバイル・コンテンツ・フォーラム、電子情報技術産業委員会、九州大学図書館、ニフティ、JASRAC、日本弁理士会、デジタルコミュニティ放送協議会、日本文教出版、関西テレビ放送、NHK、富士通、ヤフー、女子現代メディア文化研究会、日本映像ソフト協会、日本映画著作権協会、情報科学技術協会、日本図書館協会、高知県視力障害者の生活と権利を守る会、視覚障害者をもつ医療従事者の会、MIAU、角川文化振興財団、コモンズフィア、新経済連盟 等

# 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関する ワーキングチーム

《目的》 知的財産推進計画2015の内容等を踏まえ、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について検討を行う。

## 《メンバー》

池村 聡	弁護士	立川 英樹	法務省民事局局付
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授	龍村 全	弁護士
大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	◎土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	長谷川 浩二	東京地方裁判所判事(知的財産担当)
煙山 明	法務省刑事局局付	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
末吉 互	弁護士		(◎は座長)

## 《検討の状況》

### 第1回(10月7日)

- ・ワーキングチームにおける「検討の進め方」の決定  
→書面をベースとして課題の整理及び優先順位付を行う方針を確認。(次頁参照)
- ・ワーキングチームにおいて特に優先的に検討すべきと考えられる課題の選定

### 第2回(10月28日)

- ・第1回ワーキングチームにおいて、特に優先的に検討すべきとされた課題(情報活用関連サービス)、優先的に検討するために意見聴取が必要であるとの意見があった課題(CPSによる情報提供サービス)についてヒアリング

### 【ヒアリングを行った課題】

- ・情報活用関連サービス(公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供、システムのバックエンドにおける情報の複製等) <ヤフー>
- ・CPS(サイバーフィジカルシステム)による情報提供サービス <富士通>

### 第3回(12月9日)

- ・「検討の進め方」に基づく、ニーズ募集で寄せられた課題の整理案を提示
- ・優先的に検討すべき課題を議論するために更に収集が必要な情報の整理

# 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関する ワーキングチームにおける検討の進め方

ワーキングチームにおいては、知的財産推進計画2015の内容等を考慮し、権利制限規定の在り方について集中的に審議を行う。

## <検討の視点>

- ① 著作物の利用にあたっての課題(ニーズ)に基づき、権利制限等の政策手段を検討。
- ② 効率的・効果的に審議を進めるために優先順位をつけて検討。また、公正性の観点から原則として書面で説明されている内容に基づいて優先課題を選定。説明が不明確なものについても、追加的説明があれば改めて対応を検討。
- ③ 知的財産推進計画2015における指摘を踏まえ、現在具体的に特定されているニーズだけでなく、将来のニーズを踏まえた検討を行うよう配慮。

## <検討の手順>

- (1) 文化庁の実施した「ニーズ募集」を元に整理。
- (2) 特定されたニーズについて、ニーズ提出者が求める解決方法(権利制限、ライセンス体制の構築、その他)により分類・整理。
- (3) 権利制限規定の見直しによる対応が求められている課題に関して、①ニーズの明確性、②権利制限による対応の正当化根拠の見通し、③優先度(知財計画(新産業の創出環境の形成)との関連)の観点から分類・整理。

※ その際、抽象的なニーズについては、観点①との関係ではどのような種類のニーズであるのかその外延が明確にされているか、観点②との関係では当該抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるかについて説明されているか、に照らして整理。

- (4) (3)の整理に応じて、優先度を踏まえ、適宜ヒアリング等を行いつつ検討。
- (5) (3)・(4)の手順を経て①(ニーズの明確性)、②(正当化根拠の見通し)が肯定されることとなったものについて、③(優先度)を考慮しつつ、これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討。

その際、現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し、「規定の柔軟性」の内容や程度を含めて最も望ましいと考えられる制度設計を検討。

なお、上記の(書面ベースの)整理に加え、ニーズそのものの性質を踏まえたワーキングチーム委員の意見も考慮して優先順位等の判断を行い、検討を進めることとしている。

# 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関する ワーキングチームにおける検討の状況

ニーズ募集で寄せられた課題について、「検討の進め方」に沿って整理。(権利制限関係の主な課題は以下のとおり)

- 1. ワーキングチームにおいて優先的に検討すると整理された課題**(①ニーズの明確性、②権利制限による対応の正当化根拠の見通しについて相当程度説明されており、かつ③優先度(知財計画(新産業の創出環境の形成)との関連)が肯定されるもの)
  - ・公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供(ニーズ提出者:ヤフー)
  - ・システムのバックエンドにおける情報の複製(ニーズ提出者:ヤフー)
- 2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断すると整理された課題**(①②について少なくとも一定程度説明されているもの)
  - ・CPS(サイバーフィジカルシステム)による情報提供サービス(ニーズ提出者:富士通)
  - ・ビッグデータの解析結果提供サービス(ニーズ提出者:非公表希望)
  - ・リバース・エンジニアリング(ニーズ提出者:富士通)
  - ・パロディ・二次創作としての著作物の利用(ニーズ提出者:コモンズフィア、新経済連盟等)
  - ・教科書・入試問題の二次利用(ニーズ提出者:駿河台学園等)
  - ・メディア変換サービス(ニーズ提出者:ヤフー、MIAU)
  - ・企業等で一般的に行われている軽微な複製等(ニーズ提出者:コモンズフィア) 等
- 3. 優先的に検討することとされた課題の検討を行った後に順次検討すると整理された課題**(①②について相当程度説明されているが、③が肯定されないもの)
  - ・図書館における公的機関が作成した広報資料の複製(ニーズ提出者:日本図書館協会)
  - ・図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウト(ニーズ提出者:日本図書館協会) 等
- 4. 1～3. 以外の課題**(①②のいずれかについて説明が不十分であるもの)

ニーズの内容等が不明確であることから、現時点で検討の要否等の判断はできないが、更なる説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断。



上記の整理やワーキングチームでの議論を踏まえて、これまで1の課題、2のうちCPSによる情報提供サービスに係る課題について、関係者から意見を聴取し優先的に検討を行っているところ。

# 今年度優先的に検討を行っている課題の概要①

## (公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供)

### 【ニーズ提出者による説明内容】

#### <課題の概要>

路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等、「広く公衆がアクセス可能な情報(送信可能化されていない情報を含む)」の所在を検索できるサービス(※)の提供にあたり、①バックエンドで情報を収集、蓄積し、②その情報を用いた検索結果を提供するため必要限度の自動公衆送信を行うことについて、著作権法上課題がある。

(※)例:書籍検索サービス:書籍の中に存在する単語などの情報を検索することができるサービス

#### <権利制限規定の対象となる正当化根拠>

- 情報の探索手段の提供は、情報化社会において情報への道標の役割を果たし、社会的意義がある。
- 著作物の利用は軽微であり、著作物の視聴のために著作物を提示したり提供したりするわけではないため、権利者のビジネスへの影響の程度は低い。
  - ・収集・蓄積はバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現を知覚的に享受されることはない。
  - ・結果の提供は、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な範囲でのみ行われる。
- 検索の対象となる情報が大量かつ網羅的であること、取引費用が過大となること、権利者の検索が困難な著作物も存在すること等から、ライセンスによる対応が困難。

#### <委員からの主なコメント>

- ・情報の所在を検索し、到達手段を提供するために必要な限りで検索結果の提供も許されるべきという、検索エンジンに関する権利制限規定の趣旨については、インターネット上の情報以外にも当てはまるのではないか。
- ・検索結果の提供については、道しるべを示しているのみである、といった正当化根拠というのは考えられる。ただ、様々なサービスのうち、軽微なものとして許容される類型を明らかにしていくべき。
- ・出力の部分、検索結果がどの程度提供されるのかということは重要であり、よく考えておくべき。

#### <更に収集すべき主な情報>

- ・検索結果の提供を行うために必要な限度でのみ行われる公衆送信の範囲(どの程度表現を享受する利用が考えられるか)

## 今年度優先的に検討を行っている課題の概要② (システムのバックエンドにおける情報の複製)

### 【ニーズ提出者による説明内容】

#### <課題の概要>

デジタル社会においては大量の様々な情報がシステムのバックエンドで収集、蓄積される。このような利用は、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受する利用とは評価されないが、著作権侵害に該当することになる。

例えば、バックエンドで音楽データを蓄積し、流れてきた音声と照合して、曲名を調べることのできるサービスが考えられる。

#### <権利制限の対象とする正当化根拠>

- ・バックエンドでの情報の蓄積においては、その情報の中に著作物が含まれていたとしても、その著作物の表現が知覚されない利用であるため、権利者の利益を不当に害することにはならない。
- ・蓄積される情報は大量かつ多種多様であること、権利者の検索が困難な著作物も存在すること等から、ライセンスによっては対応が困難。

#### <委員からの主なコメント>

- ・バックエンドでの利用など、平成24年改正で対応したものと同様の思想(著作物の表現を享受しない利用)のものでまだ拾いきれていないものについては、ニーズを拾い出した上で検討を進めていくべきではないか。
- ・(権利制限規定の趣旨からすると細部まで吟味しなくても権利制限の対象となるのかもしれないが、)出力だけでなく著作物の入力があるかのように見えるイメージなのかについても把握しておくべき。

#### <更に収集すべき主な情報>

- ・バックエンドに蓄積する情報の収集方法(誰がどのように収集するのか)

等

# 今年度優先的に検討を行っている課題の概要③ (CPS(サイバーフィジカルシステム)による情報提供サービス)

## 【ニーズ提出者による説明内容】

### <課題の概要>

- ・CPS(サイバーフィジカルシステム)においては、著作物を含む実世界の既存の知識・情報を収集・蓄積し、その処理・解析により得た付加価値のある新たな知識・情報が出力される。今後、CPSに類型される多様なビジネスが発展すると考えられるが、そのようなビジネスを行うにあたり著作権上の課題がある。
- ・CPSによる情報サービスでは、蓄積した情報の処理・解析においては著作物の表現を享受しないが、情報の出力においては、著作物の表現を享受する可能性がある。
- ・CPSに類型される多様なビジネスの例として、機械翻訳サービス、教育支援サービス、障がい者等支援サービスがある。

### <権利制限の対象とする正当化根拠>

- ・著作物の収集・蓄積～処理・解析の段階では、そのこと自体によって、取り込まれる著作物の正規のビジネスとは衝突しないケースが多い。
- ・著作物の出力により価値が高まるサービスが想定される。著作物の表現を利用者が享受する場合があるが、著作物の利用が軽微で、著作権者の利益を不当に害するとは言えない場合がある。
- ・サービスの性質上、公益的観点から社会的要請が高いと判断される出力が考えられる。

### <委員からの主なコメント>

- ・CPSについては、今後更に技術が進み応用され、現実世界へのフィードバックが私たちの社会を豊かにするという部分があり、社会的な有用性ということも概念的には想像できる。
- ・抽象的には理解ができたが、ニーズを解決するイメージがつかみきれていない。特定の規定の見直しが必要なのか、いわゆるC類型のような規定を入れる必要があるのか、フェアユースまで入れないと解決できないのかというレベル感を共有する必要がある、出力される著作物の範囲や権利制限による根拠について追加的に聞くことが必要。
- ・質の高い翻訳文の提供は、「道しるべ」を超えており、プロダクトの提供というような感じがする。様々なニーズがある中、権利制限だけでなく、ライセンスによる対応も念頭に置いた上で、両方検討を進めることがニーズへの対応につながるのではないか。

### <更に収集すべき主な情報>

- ・出力される著作物の範囲として想定されるもの及び権利制限の対象とする正当化根拠との関係(軽微な利用であるのか、公益性の高い利用であるのか)

## 今後の予定

- ワーキングチームにおける課題の整理及びこれまでの議論を踏まえ、今年度においては引き続き以下の課題を中心として、権利制限による対応の是非等について優先的に検討する。
  - ・公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供
  - ・システムのバックエンドにおける情報の複製
  - ・CPS(サイバーフィジカルシステム)による情報提供サービス
- 今後、権利制限による対応の是非や確保すべき規定の柔軟性の検討に資するよう、関係事業者から、ニーズの外延を一定程度明らかにするために必要な情報を収集し、権利者から意見を聴取した上で、検討を深める。
- さらに、上記の検討結果を踏まえつつ、権利制限規定の具体的な制度設計について検討を行う。検討にあたっては、具体的に特定されたニーズへの個別対応にとどまらず、現在及び将来予想される関連するニーズを踏まえ、**将来の変化に対応できるよう適切な柔軟性を確保することにも留意しながら**検討を行う。